石川県公立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における 教職員の多忙化改善に向けた取組方針 (改定版)

令和2年3月 石川県教育委員会

はじめに

教職員の多忙化改善については、平成29年8月に、県教育委員会、市町教育委員会、 学校現場及び関係団体の代表者からなる教職員多忙化改善推進協議会を立ち上げ、学校現 場等の意見も聴取しながら協議を重ね、平成30年3月、取組方針を策定し、同年4月より、県下で足並みを揃えながら多忙化改善に向けた取組を進めてきました。

教職員勤務時間調査の集計結果を見ると、小学校、中学校、全日制高等学校においては、時間外勤務時間の月平均、月80時間超の人数の割合が、いずれも2年続けて減少しており、取組の成果が一定程度現れていると考えていますが、特に、中学校においては、約3人に1人が月80時間を超える時間外勤務を行う(令和元年度上半期調査)など、依然として多忙な勤務状況は続いており、さらに深掘りした取組の継続が必要です。

この間、国においては、平成31年1月に、学校における働き方改革に関する総合的な方策について中央教育審議会より答申が示され、令和元年12月には「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正、翌1月には勤務時間の上限に関する指針が告示されるなど、教職員の多忙化改善に向けた一定の方向性が示されているところですが、多忙化の抜本的解消には、国による定数改善が必要不可欠であり、この点については、未だ具体の計画が示されておらず、引き続き国に対して改善を求めていきたいと考えています。

しかしながら、国の対応を待つだけでなく、教育委員会や学校現場等がそれぞれ出来ることから改善を進めていくことが重要であり、多忙化改善推進協議会において取組の効果や課題について検証を続けてきたところですが、取組3年目となる次年度以降に向けて、本取組方針の見直しを行い、この度、改定版を策定しました。

今回、取組方針の改定にあたっては、市町教育委員会や学校長をはじめ現場教職員からの提案等も踏まえ、学校単独で実施するよりも、県下一斉に取り組むことで効果が得られるものなど、具体の取組内容を充実しています。

教育の質を落とさず勤務時間を縮減することは大変難しいことではありますが、本取組 方針を基に教育委員会や学校現場等の関係者が出来る限り足並みを揃え、引き続き、効果 や課題を丁寧に検証しながら、一つ一つ着実に具体の取組を進めてまいりたいと思います。 取組を進めるにあたっては、保護者や地域等の関係の皆様のご協力が不可欠であることか ら、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

令和2年3月

石川県教育委員会教育長 教職員多忙化改善推進協議会会長 田中 新太郎

目 次

1	中	長	期的	りた	記	是	夏	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	取	組	を追	≜ &	58	515	= <i>ā</i>	あ	t	つ	て	の	基	:本	方	·針	· •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3		• •	市田職員	-				- '		-	_	• • •		-						-									2)	月)],	よ	り)
(1	ア		查約 月刊 月刊	工技	了及	17			· 間,	· 別	・人	· 数	· 分	· 布	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(2)アイウ]	な功 職種 年齢	重另	IJσ. IJσ.))) わ	大法	兄 兄				匀)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
(3)	特 ^ź	徴と	: ታ		ŕ·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
4	達	成	目標	票•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
5 (1						又糸	Βd	<u>Ŀ</u> 3	環:	境	整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	7
(2)	教	育才	Ę	会	:13	- d	51	ナ	る	取	組	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
(3)	学	校に	こま	317	1 %	5 E	仅	組	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
(4)	部	活重	力指	镇](= đ	tà l	ナ	る	取	組	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
く参	_		料ン 昌る		∸ብ⊦	(라	\ 	圭 :	准-	淮	協	議	会	· 訳	·置	·要	細	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14

1. 中長期的な課題

本県では、平成29年4月から実施している教職員勤務時間調査において、いわゆる「過労死ライン」とされる月80時間を超える時間外勤務を行った者が多数いるなど、 教職員の多忙な勤務状況が明らかになった。

学校現場は教職員の情熱と献身的な努力に支えられている面が多々あり、教職員の多忙な勤務状況を見直さなければ、教職員が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損い、子供たちと真摯に向き合うことが出来なくなる恐れがあり、さらには教職員を志望する優秀な人材の確保が困難になることが危惧される。ひいては全国的にも高い本県教育の水準を維持することが困難になる可能性があり、将来的に本県の教育力が低下することにも繋がりかねない。

2. 取組を進めるにあたっての基本方針

- (1) 長時間勤務をやむなしとするこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で、教職員の専門性を生かしつつ、教材研究・授業準備や子供たちと向き合う時間を十分に確保するという観点に立ち、取組を進める。
- (2) 多忙化の抜本的な解消には、国による教職員の定数改善が必要不可欠であり、引き 続き国に対して中長期的な定数改善計画の策定を強く求めていく。
- (3) 国による教職員定数の改善がない中で、教育の質を落とさず教職員の時間外勤務を 縮減することは大変難しい課題であるが、国の対応を待つだけではなく、県教育委員 会、市町教育委員会、学校現場及び関係団体が問題意識を共有し、足並みを揃えて、 出来ることから一つ一つ着実に改善に向けた取組を実行していく。

<取組を進めるにあたっての留意点>

- ・取組方針を全教職員に周知し意識改革を図るとともに、保護者や地域の方々の理解 や協力も得ながら取組を進める。
- ・部活動指導については、教職員の負担軽減や教科指導等に取り組む時間の確保という観点に加え、生徒の学習面や健康面などバランスのとれた健全な成長の確保という観点や、生徒のニーズに応じた技能の向上を図る観点も十分に踏まえて取組を進める。
- ・「学校における働き方改革に関する総合的な方策」や「運動部活動の在り方に関する 総合的なガイドライン」など、国から出されている方針を踏まえて取組を進める。
- ・教職員の勤務時間調査を継続するとともに、学校現場の実情を十分に踏まえつつ、 効果や課題を丁寧に検証しながら具体の取組を進め、必要に応じて取組の見直し充 実を図る。
- ・時間外勤務の縮減が目的化し、教育活動がおろそかになったり、勤務時間外に行っていた業務が持ち帰り業務とならないよう、十分留意して取組を進める。

3. 本県市町立小中学校及び県立学校教職員の時間外勤務の状況

〇調査期間 平成29年4月1日(月)~令和元年12月31日(火)

〇調査対象(令和元年10月~12月の集計)

ア 学校数 335校

(公立小学校 199校、公立中学校 82校、公立義務教育学校 2校、 県立高等学校 43校、県立特別支援学校 9校)

イ 教職員数 8,203名

(公立小学校 3,671名、公立中学校 2,002名 ※公立義務教育学校含む

県立高等学校 1,823名 ※全日制1,688名、定通制135名

県立特別支援学校 728名)

ウ 職種 校長、副校長、教頭、部主事、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、

実習教諭、実習助手、寄宿舎指導員、講師

※項目別集計は、小中学校教職員については抽出調査、県立学校教職員については全数調査である。

公立小学校 35校(201校中) 812名 公立中学校 24校(84校中) 651名

(義務教育学校前期課程は小学校に、後期課程は中学校に含む)

(1)調査結果

ア 月平均及び時間別人数分布(H29~R1年度 4月~9月期比較)

(「教職員勤務時間調査の集計結果(平成31年4月~令和元年9月)」より)

		時間外勤務	時間	外勤務時間	の人数分	布(割合:	%)
校種・課程	期間	時間の平均	0~45	~60	~80	~100	100
		(時間/月)	時間	時間	時間	時間	時間超
	H29 年	47. 0	47. 5	18. 5	20. 4	9. 9	3. 7
小学校	H30 年	45. 2	49. 4	20. 1	19. 9	8. 2	2. 5
	R 1年	44. 8	48. 9	22. 0	21. 1	6. 5	1. 5
	H29 年	74. 2	28. 3	11.8	17. 0	16. 0	26. 9
中学校	H30 年	67. 6	30. 4	13. 4	19. 9	17. 3	19.0
	R 1年	65. 8	30. 1	13. 4	22. 4	17. 6	16. 5
	H29 年	53. 1	41. 2	17. 5	22. 7	14. 7	4. 0
高等学校	H30 年	48. 2	46. 3	20. 4	22. 7	9. 1	1. 7
(全日制)	R 1 年	47. 6	46. 4	21. 9	22. 3	8. 1	1. 6
	H29 年	7. 2	96. 2	3. 1	0.8	0.0	0.0
高等学校	H30 年	7. 1	98. 2	1.5	0. 4	0.0	0.0
(定・通制)	R 1年	9. 4	97. 0	2. 6	0. 4	0. 0	0. 0
	H29 年	25. 0	85. 1	11.0	3. 6	0.4	0.0
特別支援	H30 年	25. 5	84. 3	10. 2	5. 1	0. 6	0.0
学校	R 1 年	24. 8	85. 4	9. 8	4. 7	0. 3	0. 0

<月80時間を超える教職員の割合>

(H29) (H30) (R1)

●小学校 13.6% → 10.7% → **8.0%**

●中学校 42.9% → 36.3% → 34.1%

●高等学校(全日制) 18.7% → 10.8% → **9.7%**

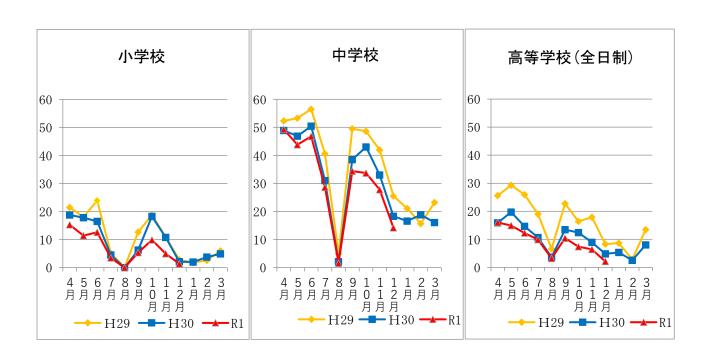
イ 月80時間を超える教職員の割合(月別推移)

(「教職員勤務時間調査の集計結果(平成31年4月~令和元年12月)」より)

(単位:%)

校種・課程	期間	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	H29 年	21.5	18. 1	23. 9	5. 2	0. 1	12. 7
小学校	H30 年	18. 8	17. 8	16. 5	4. 5	0.0	6. 3
	R 1 年	15. 3	11. 4	12. 6	3. 5	0. 0	5. 4
	H29 年	52. 3	53. 3	56. 5	40. 6	5. 0	49. 5
中学校	H30 年	48. 9	46. 9	50. 4	31.0	2. 1	38. 5
	R 1 年	49. 3	43. 8	46. 8	28. 6	1. 6	34. 4
	H29 年	25. 6	29. 3	25. 9	19. 0	6. 6	22. 7
高等学校	H30 年	15. 9	19. 7	14. 6	10. 6	3. 6	13. 4
(全日制)	R 1 年	16. 0	14. 9	12. 2	9. 9	3. 2	10. 4

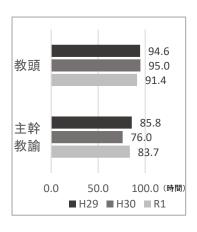
校種・課程	期間	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	H29 年	18. 8	10. 9	2. 8	1.8	2. 6	6. 0
小学校	H30 年	18. 3	10. 8	2. 1	2. 0	3. 8	4. 9
	R 1 年	9. 9	5. 0	1.4			
	H29 年	48. 6	41. 9	25. 5	21. 1	15. 7	23. 2
中学校	H30 年	43. 0	33. 0	18. 3	16. 6	18. 8	16. 1
	R 1 年	33. 7	27. 8	14. 2			
	H29 年	16. 4	17. 9	8. 3	8. 6	2. 8	13. 4
高等学校	H30 年	12. 4	8. 9	4. 8	5. 3	2. 5	8. 0
(全日制)	R 1 年	7. 4	6. 4	2. 1			

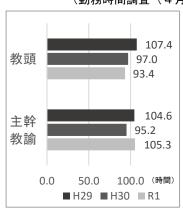


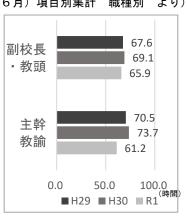
(2) 主な項目別集計(月平均)

副校長・教頭、主幹教諭の時間外勤務時間の月平均

(勤務時間調査(4月~6月)項目別集計 職種別 より)







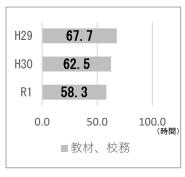
小学校

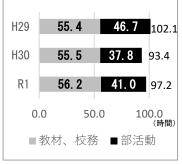
中学校

高等学校(全日制)

30歳以下教職員の時間外勤務時間の月平均









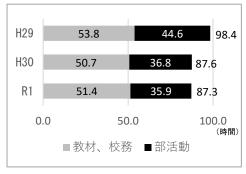
小学校

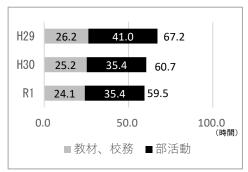
中学校

高等学校(全日制)

運動部活動顧問の時間外勤務時間の月平均

(勤務時間調査(4月~6月)項目別集計 部活動顧問の状況 より)





中学校

高等学校(全日制)

※教職員勤務時間調査の集計結果の詳細については、石川県教育委員会教職員課ホームページ に掲載されています。

(http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/kyousyoku/kinmujikantyousa.html)

(3) 2年間の取組の分析と今後の課題

ア 中学校教員の時間外勤務が依然として長くなっている。

中学校·全日制高等学校のいずれも、部活動指導が時間外勤務の大きな要因となっているが、部活動休養日の設定等により指導時間は縮減されている。

中学校の場合、同じ教科担任制である同規模の高等学校と比べ、1校あたりに配置される教員数が少なく、1人あたりの担当授業時数が多くなっている。このため、勤務時間内での空き時間が少なくなり、教材研究や校務分掌など授業以外の業務が勤務時間外に及んでいることが原因と考えられる。

部活動指導時間の縮減がこれ以上難しい教員については、交代で指導できる体制づくりを進めるほか、部活動以外の業務をさらに縮減したり、他の職員に割り振ったりする必要がある。

イ 教頭・主幹教諭等の中間管理職等の時間外勤務が長くなっている。

教頭や主幹教諭は、授業を担当するだけでなく、学校運営に係る様々な校務について管理を行い、かつ、教職員への指導、PTAや地域との連携の窓口にもなっていることなどが原因と考えられる。

他の職員に業務の一部を割り振る工夫なども見られているが、さらに平準化を図る必要があると考えられる。

ウ 年代が低いほど時間外勤務が長くなっている。

経験が少ない若手教員であっても、中堅・ベテラン教員と同様に担任業務を含め 様々な業務を担当する必要があるため、児童生徒への指導や校務分掌についてのス キルが向上するまでの一定期間は勤務時間が長くなっているものと考えられる。

また、中学校・全日制高等学校においては、若手教員が熱心に部活動指導にあたっており、そのことも大きな要因となっている。

若手教員早期育成プログラムにより、若手教員のスキルを早期に高め、効率よく 業務を遂行できるよう育成する必要がある。

エ 年度当初と2学期の始めが特に長時間勤務になっている。

4~6月は年度当初の事務的な業務に加えて、修学旅行などの学校行事、春季大会など部活動にかける時間が長くなっていること、9~10月は運動会や文化祭などの学校行事、研究発表会の準備などが集中していることが原因と考えられる。

繁忙な時期の業務を前倒しで行ったり、実施時期を変えたりすることで平準化の効果も見られているが、今後さらに改善する必要があると考えられる。

4. 達成目標

平成30年度以降、全校種で時間外勤務時間の平均を前年度より減少させるとともに、業務分担の適正化等により、3年後までに時間外勤務時間が月80時間を超える教職員ゼロを目指す。

<中長期的な目標>

教職員の多忙な勤務状況については、上記の目標を達成することで十分に 解消されたとは言えず、引き続き、多忙化改善に向けて業務量の縮減や業務 の効率化など、不断の努力を続けていくことが必要である。

今後は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 第7条に規定する指針が定められたことを踏まえ、教職員の健康及び福祉の 確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、時間外勤務 時間の上限を以下の範囲内とすることを目指す。

〇1か月について <u>45時間</u>〇1年間について 360時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合に おいても、時間外勤務時間の上限を以下の範囲内とすることを目指す。

- 〇1か月について <u>100時間未満</u>
- ○1年間について <u>720時間</u>
- ○1年のうち1か月の時間外勤務時間が45時間を超える月数について 6か月
- ○連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間における1か月あたりの平均時間について

8 0 時間

5. 具体の取組

(1) 統一的な取組と環境整備

- 〇県内の全ての学校で、学校ごとに月2回以上の「定時退校日」を設定する。 なお、月2回以上の設定が困難な場合は、一斉の定時退校日を1回とし、個別の定 時退校日を1回以上設定することも可とする。
- 〇県内の全ての学校で、学校ごとに設定している「最終退校時刻」の目標について、 各学校の実態に応じてできる限り前倒しに努める。
- ○夏季休業期間の旧盆を含む1週間を県内一斉の「リフレッシュウィーク」に設定し、本ウィーク中に各教育委員会又は学校ごとに、連続する4日間以上の学校閉庁日を設ける。
 - ・本ウィーク期間中、教育委員会や関係団体が主催する会議等、及び各学校における会議・校内研修は実施しない。また、学校閉庁日に部活動は実施しない。
 - ・学校閉庁日には、電話等による外部からの問合せに対応できるよう連絡先を確保 しておく。
- 〇教職員は、長期休業期間の利用などにより、年次有給休暇の年間5日以上の確実な 取得に努めることとし、管理職はそのための環境整備を図る。
- ○教職員の勤務時間の現状や多忙化改善に向けた取組について、様々な機会を通じて 保護者や地域の方々の理解と協力を求める。
- 〇平日については最終退校時刻30分前から、土日・休日については終日を目途として留守番電話対応とし、保護者等に周知する。加えて、緊急連絡先にも不急な連絡 は控えてもらうよう依頼する。
- 〇PTAや地域団体が主催する行事や会合等について、関係者に理解と協力を求め、 開催日数や時間等の縮減を図る。
- 〇朝の通学路における安全指導については、国の通知で示されているように、原則として教職員は行わず、地域の方々によるボランティアにお願いすることとし、理解と協力を求める。ただし、交通安全週間等の期間を除く。
- 〇県内の全ての学校で、重点目標や経営方針に教職員の働き方や業務改善に関する項目を設け、学校評価の評価項目の一つとして、継続的に評価・改善を行う。
- 〇人事評価の項目に教職員の働き方や業務改善の意識に関する視点を付加したことを 踏まえ、教職員の意識改革をさらに進める。

(2) 教育委員会における取組

【県教育委員会】

- 〇実施する調査・照会や学校に作成を求める各種計画書・報告書、会議や研修の事前 課題等について、さらに整理・統合及び報告様式等の簡略化・電子化を進める。
- 〇市町教育委員会や学校ごとに様式が異なる学校備え付けの表簿等の様式の電子化・標準化をさらに進める。
- 〇新学習指導要領実施に向けた小学校における授業時数の増に対応し、国の加配定数 を活用して小学校英語専科教員の配置を順次拡充する。
- 〇スクールカウンセラーや部活動指導員、スクール・サポート・スタッフの配置を国 の補助事業を活用して順次拡充する。
- 〇主催する会議の整理・縮減を図るとともに、参加者の移動時間を短縮するための地 区別開催、小規模校教職員に配慮した参加体制の工夫をさらに進める。
- 〇研究指定校の指定校数が増大しないよう適切に管理するとともに、事前案内、成果 発表会及び発表資料の簡略化・簡素化をさらに進める。
- 〇教職員研修において、集合型研修が増大しないようボリュームを適切に管理すると ともに、ライブ配信やオンデマンド配信をさらに拡充する。
- ○管理職研修や初任者研修等の基本研修において、働き方改革に関する内容の充実を 図り、教職員の意識改革をさらに進める。
- 〇「若手教員早期育成プログラム」の実施を通して、若手教員のスキル向上を図り、 授業準備等に要する時間や負担感の縮減につなげる。
- 〇県立学校において、国のGIGAスクール構想に基づきタブレット端末等のICT 環境整備を推進するとともに、統合型校務支援システム、OA機器の導入・更新を 計画的に進め、授業準備や事務処理等の効率化を図る。
- 〇スマートスクールネットを活用し、良質な教材の共有化をさらに進める。
- 〇生徒個人での行事参加や作品応募については、学校を通さず希望者個人による直接 申込にするなど、工夫に努める。

【市町教育委員会·教育事務所等】

〇市町教育委員会が実施する調査・照会や学校に作成を求める各種計画書・報告書、 会議や研修の事前課題等について、さらに整理・統合及び報告様式等の簡略化・電 子化を進める。

- 〇主催する会議や研修等について、さらなる整理・縮減とともに、県教育委員会主催 のものと内容と時期が重複しないよう精選するほか、小規模校教職員に配慮した参加体制の工夫も進める。
- 〇学校訪問の回数・内容の見直しや事前準備の簡素化を進めるとともに、市町教育委員会及び教育事務所において可能な限り共同で実施するなど、さらに改善を図る。
- 〇研究指定校の指定校数が増大しないよう適切に管理するとともに、事前案内、成果 発表会及び発表資料の簡略化・簡素化をさらに進める。
- 〇市町教育委員会が主催するスポーツ大会、体験活動、各種事業・イベントなど対外 行事について、その精選や事前準備の簡素化をさらに進めるとともに、各種団体が 主催する大会や行事等への参加についても精選に努める。
- 〇国のGIGAスクール構想に基づきタブレット端末等のICT環境整備を推進するとともに、OA機器の導入・更新を計画的に進め、授業準備や事務処理等の効率化を図る。
- 〇市町教育委員会連合会において、県内における統合型校務支援システムの整備に向けた検討を進める。
- 〇適切な勤務時間管理を行うため、多忙化改善の取組の進捗状況を踏まえながら、 I C T やタイムカード等の導入を順次進める。
- 〇市町単位でも教材等の共有化ができるよう環境整備に努める。
- 〇部活動指導員やスクール・サポート・スタッフ、支援員などの配置を国の補助事業 等を活用して、順次拡充する。
- 〇コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を進めるにあたっては、地域と学校と の連携・協働体制の調整業務等を担うコーディネーターの配置を進める。
- ○学校給食費等の徴収管理業務の公会計化を順次進める。
- 〇共同学校事務室の設置又は事務の共同実施に向けて、調査・検討を進める。
- 〇児童生徒個人での行事参加や作品応募にあたっては、学校を通さず直接申し込むようにするなど、工夫に努める。
- 〇外部から依頼される児童・生徒への配布物について、種類の精選や配布方法の工夫 について、関係機関に理解と協力を求める。

(3) 学校における取組

〇各学校における時間外勤務の実態、基本方針や達成目標を十分に踏まえ、以下に示す 取組例や業務改善取組事例集などを参考に、各学校においてその実情に応じて具体の 取組を積極的に進める。

<主な取組例>

【勤務時間の管理に関すること】

- ・全県下で取り組む定時退校日とは別に、学校独自のノー残業デーを設定する。
- 学校で決めた時刻に退校を促す放送を流す。

【意識改革に関すること】

- 学校ごとに時間外勤務の縮減や業務改善に向けたスローガンを設定する。
- ・ワークライフバランスやタイムマネジメントについての学習会を開催する。
- ・校内の提案文書や報告書等については、過度に詳細なものとならないよう工夫する。

【会議・校内研修に関すること】

- 各種会議の実施方法等を工夫する。
 - (回数や制限時間の設定、資料事前配付、参加者の厳選、会議資料等の1ペーパー化、タブレット端末を活用したペーパーレス など)
- 類似内容を扱う校内委員会等の合同設置や構成員の統一を図る。
- ・校内研究や教科教育研究会に係る研究発表会や報告書作成等の簡略化·簡素化を図る。

【学校が行う調査や連絡に関すること】

- 各種調査について、マークシート利用などにより効率化を図る。
- 学校便りや学級便り、PTA便り等を整理統合する。

【校務分掌・学校行事・日課に関すること】

- 学校行事の統合・削減や事前準備の簡略化・簡素化を進める。
- ・同窓会と協議し、学校の創立記念など周年行事関連業務の簡素化を図る。
- ・夏季休業中のプール開放を、旧盆前まで(学校閉庁日前まで)とする。
- ・校内の各種運営計画(学年計画、学級経営計画など)の重複をなくし、簡略化・簡素化する。
- ・教師用タブレット端末や校内WEB掲示板、予定黒板等を活用し、職員朝礼の回数 や時間を縮減する。
- ・定期試験日前後に時間割を工夫し、問題作成・採点の時間を確保する。
- ・授業準備の時間や休憩時間の確保を図るための工夫を行う。 (ランチルームにおける複数学級の一斉給食の実施 など)
- ・夏季休業期間のサマースクールや補習のうち、目的があいまいなものや効果が低い ものについては廃止する。

【環境整備・ICT化に関すること】

・職員室のレイアウトを見直し、業務を効率化する。 (机やプリンター等の配置、資料収納スペースの整理等)

- ・机上の整理・整頓を定期的に行い、業務の効率化を図る。
- ・個人が作成した教材・資料等の電子データを学年や教科で共有する。
- ・校内で作成する保護者向け通知文や研修報告書などの作成文書について、様式の電子化・標準化を図る。
- ・出張伺・復命書等の庶務関係書類の電子化・簡素化を図る。
- ・校内サーバーでのデータの保存ルールを統一し、活用しやすい環境をつくる。 (ファイル名や保存場所の整理 など)

【地域との連携に関すること】

- ・登下校の見守りや校庭の除草作業、庭木の手入れなどを地域ボランティアの協力を 得て実施する。
- ・保護者や地域の方々などに対する学校行事等のお礼については、当日に直接伝える こととし、改めてお礼状を送付しないこととする。

【業務の平準化】

- ・長時間勤務となっている職員の業務を他の職員に割り振ったり、繁忙な時期の業務 の実施時期を変えるなど、業務の平準化をさらに推進する。
 - ・教頭や主任等の業務のうち、他の職員でもできることを割り振る。
 - ・校務分掌を細分化し、一人が担う業務を明確にすることで、特定の者がまとめて 行っていた業務を分散させる。
 - ・年度当初の業務や学校行事の提案等、その他の定例業務を前年度末までに処理するなど、繁忙期の負担軽減を図る。
- 〇県教育委員会が指定する多忙化改善実践推進校においては、教職員の意識改革や業務 の見直しなどに率先垂範して取り組み、その成果や課題を丁寧に検証し、他校の取組 の充実に繋げる。

(4) 部活動指導における取組

【県教育委員会·市町教育委員会】

- 〇県内で統一した部活動休養日等を設定し、足並みを揃えて実施する。 (国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「文化部活動の在り
 - 方に関する総合的なガイドライン」に準じて設定)
 - ・休養日は、中学校・高校ともに原則として、週2日以上、平日1日と土曜日又は 日曜日とする。
 - ・大会参加や大会前等で、やむを得ず休養日を土曜日、日曜日ともに設定できない場合は、事前に活動計画等により学校長の承認を得て、翌週の平日に代替の休養日を設ける。

ただし、土曜日、日曜日、祝日又は振替休日において年間52日以上の休養日を 設定する。(前述の代替の休養日はこれに含まない)

なお、中体連、高体連、高野連及び高文連等が主催又は共催する大会に出場した際に土曜日、日曜日の両日に活動した場合については、年間で設定すべき52日以上の日数から減ずることを認める。

- ・通常練習における1日の活動時間は、平日は長くとも2時間程度、学校の休業日は長くとも3時間程度とする。
- ・夏休みなど長期休業中は、まとまった長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 〇国の補助事業を活用して部活動指導員の配置を順次拡充する。(再掲)
 - ・外部指導者指導力向上講習会を開催するなど、部活動指導員になりうる人材の確保に努める。
- 〇部活動指導員に加え、地域スポーツクラブや競技団体との連携により外部指導者を 確保し、練習の質的向上と技能の習得を図る。

【学校(中学校・高等学校)】

- 〇年間や月間の部活動計画を作成し、設定された部活動休養日等の確実な実施を図る。
- ○学校独自に一斉のノー部活動デー、ショート部活動デー等を工夫して設定する。
- 〇定期テスト前の部活動停止期間を原則1週間以上とする。

- 〇朝練習は、原則として廃止する。
- 〇基礎体力のレベルアップをねらいとしたトレーニングは、校内において複数の部が 合同で行うなど実施方法を工夫する。
- ○複数顧問制を拡充し、交代で指導できる体制づくりに努める。
- 〇生徒数や顧問となる教師、部活動指導員の確保状況を踏まえ、適正な部活動数となるよう学校ごとに部活動の精選に努める。
- 〇部員数が少なくなったり指導者が確保できなくなった部活動においては、部活動数 を増やさずに、レクリエーションとして行う活動や体力づくりを目的とした緩やか な活動への切り換えなども検討する。
- 〇競技団体等が主催する大会や地域行事等への参加について、生徒及び顧問の過度な 負担とならないように精選する。

【中体連・高体連・高文連など】

- 〇各競技等の実情を踏まえながら、生徒及び顧問の過度な負担とならないように、開催する地区大会や強化大会等の精選を図る。
- 〇顧問会議等の各種会議について、回数や時間の縮減、出席者精選等により、効率化 を図る。
- 〇リーグ戦をトーナメント戦にしたり、個人戦の出場制限を設けたりするなど、試合 数の縮減を図る。
- ○開会式の簡素化等により大会出場による拘束時間を短縮する。
- 〇能登地区同士の学校の試合会場を能登地区で開催するなど、日程や組合せ等の工夫 により移動時間を短縮する。
- 〇大会救護について、養護教諭に代えて看護師を配置するように努める。
- 〇大会申込業務のメール対応など事務の効率化を図る。
- 〇専門部理事は計画的な交代制をとるなど、特定の者に負担が偏らないように平準化 を図る。

く参考資料>

教職員多忙化改善推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 教職員の勤務時間の縮減に向けた業務改善等の具体的な取組を進めるため、教職 員多忙化改善推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。
 - (1) 教員の時間外勤務縮減に向けた勤務時間管理の適正化
 - (2) 業務改善に向けた学校マネジメントの推進(学校内での取組)
 - (3)業務改善に向けた環境整備の推進(教育委員会としての取組)
 - (4) 部活動顧問の負担軽減と外部指導者等の活用による指導の充実

(組織体制)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会長)

- 第4条 協議会には、会長を置く。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、石川県教育委員会教育長をもって充てる。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(協議会)

- 第5条 協議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

- 第6条 協議会に次の3つのワーキンググループを置き、それぞれの所管事項について検 討を行い、具体の方策を協議会に提案する。
 - (1) 小中学校ワーキンググループ

以下の項目のうち小中学校に係る内容

- 教員の時間外勤務縮減に向けた勤務時間管理の適正化
- ・業務改善に向けた学校マネジメントの推進(学校内での取組)
- ・業務改善に向けた環境整備の推進(教育委員会としての取組)
- (2) 県立学校ワーキンググループ

以下の項目のうち県立学校に係る内容

- 教員の時間外勤務縮減に向けた勤務時間管理の適正化
- ・業務改善に向けた学校マネジメントの推進(学校内での取組)
- ・業務改善に向けた環境整備の推進(教育委員会としての取組)
- (3) 部活動ワーキンググループ
 - ・部活動顧問の負担軽減と外部指導者等の活用による指導の充実
- 2 ワーキンググループは、リーダー、統括担当者及びグループ員で構成する。

3 ワーキンググループの運営に必要な事項については、会長が定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、石川県教育委員会事務局教職員課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成29年8月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年8月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年8月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年11月20日から施行する。

別表

教職員多忙化改善推進協議会 委員名簿

職名	名		氏	名		所属団体・役職名
会 县	麦	徳	田		博	石川県教育委員会教育長
委員	<u></u>	杉	中	達	夫	石川県教育委員会事務局教育次長
委員	1	野	П		弘	金沢市教育委員会教育長
委員	<u></u>	布	施	東	雄	穴水町教育委員会教育長
委員	1	宮	本	雅	春	石川県高等学校長協会長
						(石川県立金沢泉丘高等学校長)
委員	1	濱	坂	昌	明	石川県小中学校長会長
						(金沢市立北鳴中学校長)
委員	1	肩		恭	子	石川県小中学校長会加賀地区会員代表 (小松市立稚松小学校長)
委員	1	井	上	_	幸	石川県小中学校長会能登地区会員代表 (七尾市立七尾東部中学校長)
委 員	<u></u>	前	田	_	 弘	石川県高等学校体育連盟会長
						(石川県立金沢桜丘高等学校長)
委員	1	稲	葉	幹	雄	石川県高等学校文化連盟会長
						(石川県立金沢二水高等学校長)
委員	1	宮	崎		聡	石川県中学校体育連盟会長
						(金沢市立大徳中学校長)